変更後の名称	変更前の名称
一般社団法人食肉科学技術研究所	有限責任中間法人食肉科学技術研究所

○厚生労働省告示第五百号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である社団法人県央研究所が製品検査を行う事業所として設置した社団法人県央研究所について、平成二十一年九月二十四日をもってその所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月二十二日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地
新潟県燕市小高六千十四番地	新潟県三条市吉田千四百十一番地甲

○農林水産省告示第千八百三十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年十二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

表富山県の項中「福光農業協同組合」を「福光魚津農業協同組合」に改める。

○農林水産省告示第千八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
島根県浜田市旭町都川二五〇九の七、二五二二の六、二五四五の二
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。
昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百四十号
㈡　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町民谷字民谷九六三の一一・九六五の二・九八七の四三・吉田町吉田字大吉田三六一三の四・三六一三の五・三六一四の二・三六一四の三・三六一五の三から三六一五の五まで・吉田町深野字深野五二四の四・五二五の七（以上十二筆国有林）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
島根県飯石郡飯南町都加賀八八九、九一七の一、九一七の三から九一七の六まで、九一八の一、九一八の二、一〇九〇、一〇九七の一、一〇九八、一〇九九、一一〇四の二、仁多郡奥出雲町八川二三七七の一、二三八〇の一、二三八〇の八・二三八〇の九（以上二筆国有林）、二三八一の六〇、二三八一の六二、二三八一の七二、二三八一の七四、二三八一の七六、二三八一の七九、二三八一の八八、二三八一の八九、大馬木二五〇〇の一五、二五〇〇の一六、二五〇〇の一九から二五〇〇の二二まで、二五〇〇の八九、二五四二の一から二五四二の一五まで、二六七〇の一から二六七〇の二五まで、二七〇八、二七三三の一〇から二七三三の二二まで、二七三四、二七七〇の三から二七七〇の一八まで、二七七〇の二〇、二七七〇の二二、二七七〇の二四、二七七〇の二六、二七七〇の二七、二七七〇の三二、二七七〇の三五から二七七〇の四〇まで、二七七〇の四三から二七七〇の四五まで、二七七一の二九、二七七一の三〇、二七七一の三五から二七七一の四二まで、二七七一の四七、二七七一の五一、二七七一の五二、二七七一の五八、二七七一の七九、二八〇九の三八、二八〇九の四一、二八〇九の四四、二八〇九の五二、二八一六の一〇、二八一六の一四、二八一六の一六、二八一六の二〇から二八一六の三二まで、二八一六の三五、二八一六の三九、二八一六の四〇、二八二〇の六、二八二〇続一四から二八二〇の三七まで、二八二〇の四三、二八二〇の四四、二八二一の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和六十一年八月八日農林水産省告示第千三百八十八号、昭和六十一年十月二十二日農林水産省告示第千七百三十三号、昭和六十二年七月十五日農林水産省告示第八百八十号
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）